

(案)

今後の水道料金及び下水道使用料のあり方

答 申

平成 26 年 10 月

長岡京市上下水道事業審議会

目 次

はじめに	1
1. 水道事業の現状と課題（中期経営計画の検証）	2
（1）水需要の推移	2
（2）中期経営計画に基づく具体的施策の内容と数値目標	2
（3）財政収支	2
2. 下水道事業の現状と課題（懇談会提言以後の事業運営の検証）	3
（1）整備計画の方向性	3
（2）下水道使用料の現状	3
（3）企業会計の採用	3
3. 今後の水道料金及び下水道使用料のあり方	4
（1）水道料金の原則と算定プロセス	4
1）水道料金体系を検討するにあたっての現状	5
（2）水道料金体系の設定	6
1）料金体系の現状（下水道使用料を含む）	6
2）料金体系の課題と見直しの方向	7
3）料金体系の見直し（案）とその効果	14
4）料金体系の見直し方針	17
（3）下水道使用料体系の設定	18
1）使用料体系の課題と見直しの方向	18
2）使用料体系の見直し（案）とその効果	21
3）使用料の水準及び体系の見直し方針	23
4. 今後の課題	24
（1）水道料金への資産維持費の算入	24
（2）下水道ビジョンの策定	24
むすび	25

付属資料

・本文中に※印が付されている用語は付属資料 14 にて用語解説をしています。

はじめに

長岡京市（以下「本市」という。）における一般家庭用の水道料金と下水道使用料を合わせた額は、京都府下市町の中では中程の水準にあります。【資料 1】

しかし、個別に見ていくと水道料金は地下水に加えて平成 12 年 10 月から府営水道を受水したことにより、安定給水の確保は図れましたが、その費用を料金に添加したことで府下でも高い水準にあります。

一方、下水道使用料は、使用料の不足額を一般会計からの繰入金（公費負担）で補い収支を合わせるという方策を長年にわたってとられてきたため府下でも低い水準にあります。

このような状況のなかで、長岡京市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）は、平成 27 年度以降の水道料金を新たに算定するにあたり、平成 25 年 11 月 27 日付で長岡京市長から「今後の水道料金及び下水道使用料のあり方」について諮問を受けました。

本審議会では、諮問事項を審議するのに先立って長岡京市上下水道事業の現状と課題を把握するため、「水道事業中期経営計画」（平成 22 年度～26 年度）及び上下水道事業懇談会（以下「懇談会」という。）提言（平成 19 年 7 月）以後の下水道事業の運営状況について、現地視察も含めて現状を検証し課題の整理を行いました。

その後、上下水道事業の将来にわたっての健全運営に向けて、現状の水道料金及び下水道使用料に関する課題を明らかにするとともに、見直しの方向・方針等について審議を行ってきました。

このたび、本審議会としての意見を取りまとめましたので、今日までの審議の経過を含めて答申といたします。

1. 水道事業の現状と課題（中期経営計画の検証）

（1）水需要の推移

【資料2、3】

中期経営計画（前期）期間中における府営水道を専用管で直接給水している※大口事業者を除く※一般系の※有収水量は、節水機器の普及などで若干計画値を下回りましたが、減少幅は小さくなっています。

一方、大口事業者では、工場機能の市域外移転などにより水の使用量全体が減少しているのに加え、近年、上水道から地下水へ切り替えていることが大きく影響しています。

（2）中期経営計画に基づく具体的施策の内容と数値目標

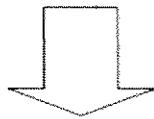
【資料4】

効率的な施設投資や水運用を図るため、中期経営計画（前期）に基づき浄水場の統合に続いて給水区域の統合事業を重点的に進められています。合わせて施設の老朽化対策や耐震化等にも取り組まれ、計画期間内での整備が困難となっているもの（小水力発電施設：再生エネルギー利用率）や計画値の達成に至らないもの（鉛製給水管の取り換え：鉛製給水管率）もありましたが、概ね計画どおりに施策が進められています。

（3）財政収支

【資料5、6】

本市では、府営水道の導入が地下水保全という一般行政施策の目的を併せ持つことから、市民の水道料金負担の軽減措置として一般会計から補助金を繰り入れています。その様な措置も寄与して、概ね良好に推移しています。



次期の中期経営計画（後期）策定に合わせて水道料金を見直すこととなります。見直しにあたっては、府営水道の供給料金改定を反映させるとともに、水道施設の耐震化を含めた更新・再構築に必要な財源確保や近年の水道利用の実態に即した検討が必要となります。

2. 下水道事業の現状と課題（懇談会提言以後の事業運営の検証）

（1）整備計画の方向性

【資料7】

現在、下水道事業（汚水）の人口普及率は99.5%で概ね整備は完了しています。今後は事業の中心が維持管理へと移り、総合的な維持管理計画を策定する必要があります。その一方で、これまでの整備には多額の事業費が投資されてきており、その多くは起債（借金）であることから、返済が大きな負担となっています。

（2）下水道使用料の現状

【資料8、9】

「雨水は公費（税金）」で「汚水は私費（使用料）」が原則ですが、汚水についても公共水域の環境保全の観点から、その分に相当する費用は公費負担することが認められています。その割合は各市町で様々です。

その割合を提言では、「平成29年度に40%とする」を目標に段階的に使用料を改定することとしていましたが、経費削減などにより収支が改善したことや東日本大震災による影響等による近年の社会経済状況を加味して、提言での平成21年度と25年度の改定は見送られました。

しかし、使用料の改定を見送ったことによる財源の不足額は、公費負担を含め毎年9億から10億円に達し、本来、市民福祉や教育関連、まちづくりなどへ使用すべき税の多くが下水道事業に使われています。

（3）企業会計の採用

【資料10】

下水道事業の経営状況を明確にするためにも、提言のとおり企業会計方式で処理することが適当と判断され、平成26年度から3か年をかけてその導入が進められています。



「公費負担割合を段階的に40%とするのが望ましい」とした懇談会の提言を実施することは、下水道事業の健全な運営の確保はもとより、市財政の健全化の観点からも避けて通れない課題となっています。

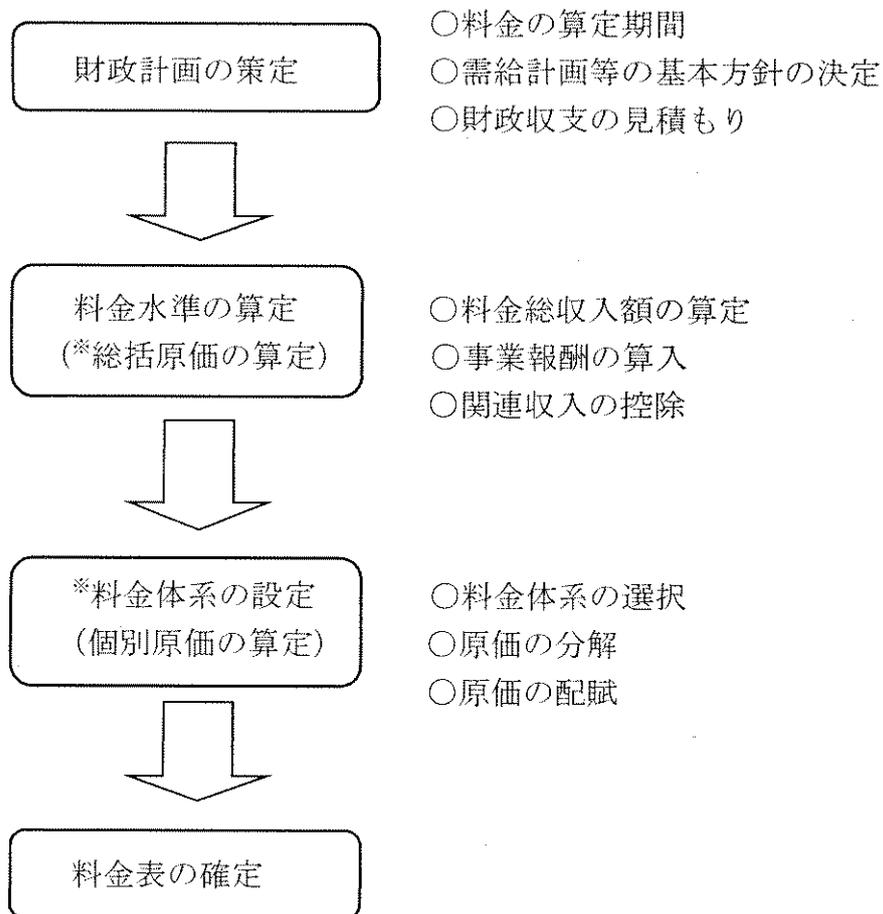
使用料改定にあたっては、総合的な維持管理計画によって投資経費を抑制するとともに、経営状況の透明性を一層高める必要があります。

3. 今後の水道料金及び下水道使用料のあり方

(1) 水道料金の原則と算定プロセス

水道事業は、一般的に事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金の収入を持って充てるという独立採算の原則と、この原則に沿って、水道サービス提供に要する原価をその受益者に求める受益者負担の原則により事業を運営しています。

また、料金の決定にあたっては、地方公営企業法でも「公正妥当なものでなければならず」かつ「能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし」「企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」とされています。本市も、その原則に従って事業を運営しています。



1) 水道料金体系を検討するにあたっての現状

本市では、中期経営計画（後期）の期間である平成27年度から平成31年度までの5年間の料金を算定期間とし、その間の水需要予測と施設の建設・改良計画は既に決定していますが、総括原価の約4割を占める府営水道料金が確定していないため、現状では総括原価の算定が出来ていません。

また、水道料金で回収すべき費用の総額に*資産維持費を参入するのが望ましいですが、料金値上げの要因となることから今回は見送ることとします。

一方、一般会計からの繰り入れは、府営水道の各浄水場間の基本水量料金に格差が生じている間は維持することとしています。

水需要予測（千m³）

	H27	H28	H29	H30	H31	合計
大口事業者	790	788	788	788	790	3,944
一般系	8,186	8,133	8,090	8,077	8,060	40,546
合計	8,976	8,921	8,878	8,865	8,850	44,490

・水需要予測は平成25年度の事業変更認可時に用いた水量をもとに平成26年度予算との乖離分を考量した予測値。(H27とH31はうるう年)

施設の建設、改良計画の実施内容と数値目標（一部抜粋）

	24年度	25年度	26年度		31年度	備 考
	実績値	見込値	計画値	見込値	計画値	
鉛製給水管率（%）	17.0	16.4	12.0	15.0	0	これまでは団地単位で取替工事を実施してきましたが、今後は市内全域に点在している個所での工事となるため、効率が悪く費用的にも負担が増えることから、進捗率はこれまでのようには伸びない見込みです。
基幹管路の耐震化（%） 【耐震適合率】	28.6 【45.4】	30.0 【47.0】	35.0	31.0 【48.0】	60.0	概ね計画どおりに進捗しています。特に耐震適合率で見比べた場合は、計画よりも大きく好転しています。
配水池の統合	未実施	施工中	施工中	施工中	統合済	
主要幹線管路の更新延長 (km/年)	1.3	1.4	1.0	1.0	2.0	水道ビジョンでは、当初平成27年度以降の年間更新延長を2Kmとしていましたが、耐用年数の考え方や老朽管更新計画に基づき、財政計画を立てることとします。
給水区域の統合	未統合	施工中	施工中	施工中	統合済	
再生可能エネルギー 利用率（%）	0.38	0.45	1.80	0.45	3.30	給水区域の統合事業の北ポンプ場整備後(H28以降)に小水力発電施設の整備を予定しています。

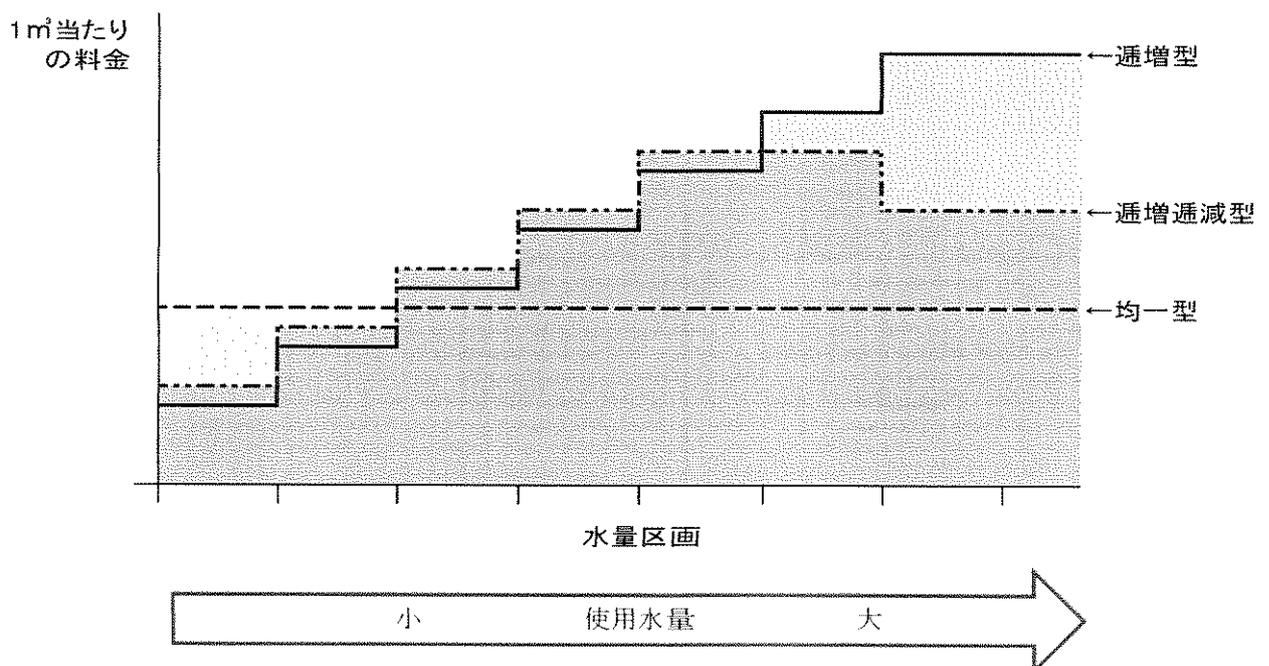
・耐震適合率とは地盤条件から判断して耐震性能を満たすとされた管種を含む耐震化率

(2) 水道料金体系の設定

1) 料金体系の現状 (下水道使用料を含む)

	水道	下水道
基本原則	固定的に必要な経費を口径別の*準備料金で、また、使用水量により増減する経費を水量料金で徴収する二部料金制	使用水量のみの単一料金体系
*基本料金 (準備料金)	口径別の準備料金のみ	基本料金には 1 か月当たり 10m ³ の*基本水量が含まれる
*水量区画	特殊用を除くと 7 段階	基本水量分を含め 8 段階
水道の*水量料金と下水道の*超過料金	一般家庭での料金負担を低く抑える一方、大口事業者については、地下水から府営水道への転換を促す観点から段階別の*逦増逦減型を採用	水量を抑制する*逦増型を採用

逦増型と逦増逦減型のイメージ図



2) 料金体系の課題と見直しの方向

① 料金体系の統一

【課題】

水道と下水道では、基本料金に基本水量の有無や水量区画及び*逦増度が統一されていないことから使用者に分りにくい料金体系となっています。

【見直しの方向】

水道が二部料金制で下水道が使用水量のみの単一料金体系と基本原則が異なることから、すべてを統一することは難しいと思われませんが、可能な限り統一することが望まれます。

上下水道料金表（1か月分、税抜額）

水道料金 (H23年4月1日改定)		
	口径	円
準備料金	φ13	910
	φ20	1,120
	φ25	2,400
	φ30	4,300
	φ40	10,000
	φ50	45,000
	φ75	95,000
	φ100	200,000
	φ150	400,000
水量料金	1~10m ³	85
	11~20m ³	135
	21~30m ³	240
	31~100m ³	290
	101~3,000m ³	290
	3,001~10,000m ³	290
	10,001m ³ 以上	240
	特殊用	440

下水道使用料 (H16年4月1日改定)		
	水量	円
基本料金	0~10m ³ まで	800
超過料金	11~15m ³	85
	16~30m ³	100
	31~100m ³	110
	101~500m ³	115
	501~1000m ³	135
	1,001~5,000m ³	160
	5,000m ³ 以上	185

【課題】

本市の水道料金は基本水量無しの準備料金のみで7段階としています。

また、 $31\sim 100\text{m}^3$ と $101\sim 3,000\text{m}^3$ 及び $3,001\sim 10,000\text{m}^3$ は3区分を設定していますが、水量単価は同額となっています。近年における水使用の実態に則した水量区画としているものの、利用者からは分かりにくい体系となっています。

【見直しの方向】

同一の水量単価となっている現状から、下水道使用料の水量区画も視野に入れて水量区画を統合するか、水量単価に段階を設けるのが現実的と考えます。

③ 準備料金と水量料金の配分

【課題】

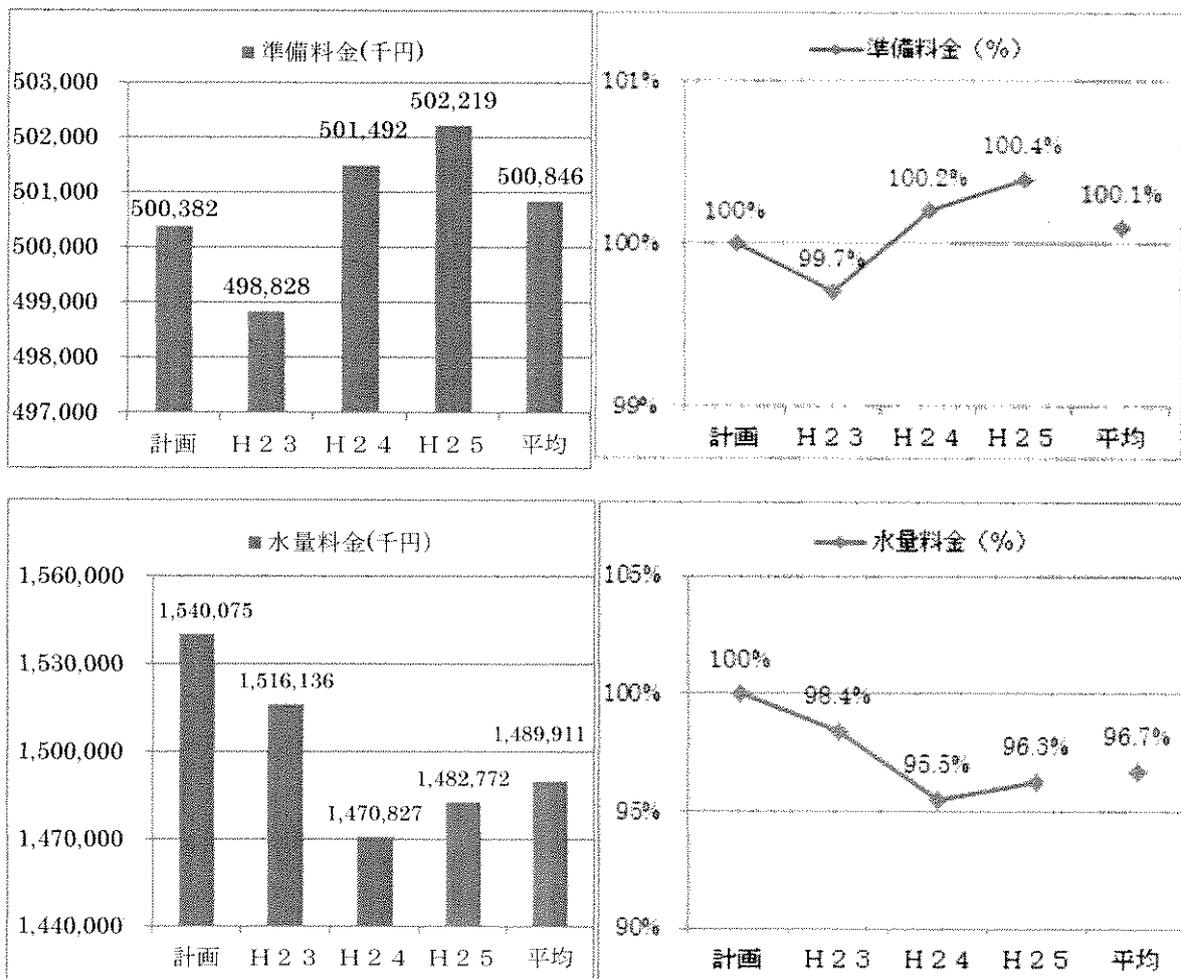
水道事業は*固定費（施設の維持管理費や減価償却費、支払利息等）の割合が非常に高く、その金額を準備料金として徴収した場合、準備料金が著しく高額となるため、固定費の相当部分を水量料金から徴収することで、生活水の低廉化を図ってきました。

中期経営計画と実績を比べると、準備料金は概ね計画額を確保できているものの、水需要は計画値以下で水量料金も計画額より下回り、水量料金からは固定費を適切に徴収することが難しくなっています。

【見直しの方向】

水需要が計画値を下回っている中で、水道事業を将来にわたって安心・安全・安定的に経営を維持していくためには、固定費の準備料金と水量料金への配分を見直し準備料金への配分割合を高める必要があります。

中期計画と実績値比較



④ *口径区分

【課題】

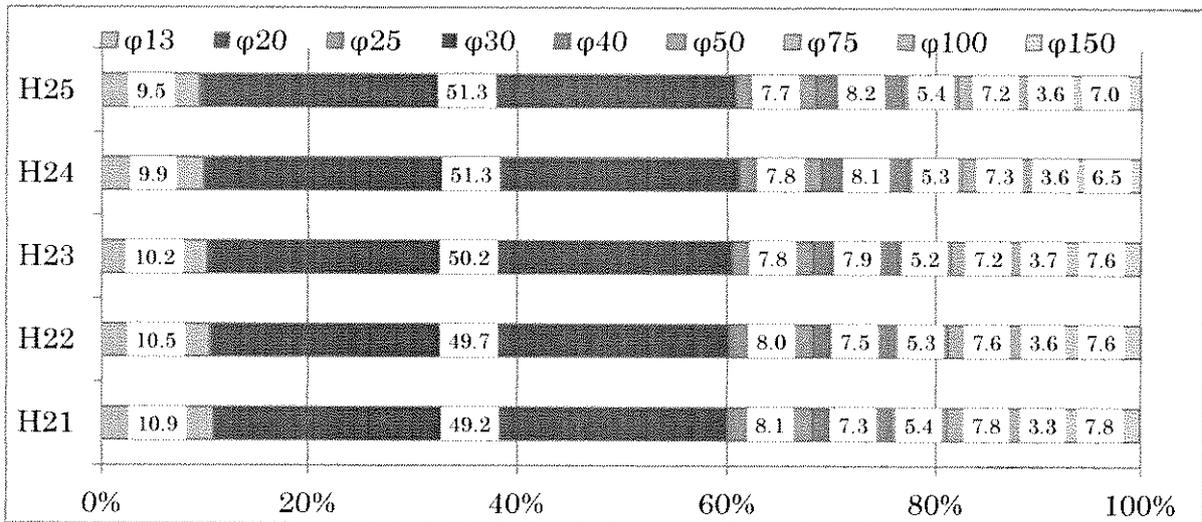
平成 10 年以降、新築等の新規申し込みにおける引き込み口径は、生活様式の変化からφ20mm 以上としています。また、既設のφ13mm についても、建て替え時にはφ20mm 以上への口径変更としています。

なお、平成 25 年度における 1 か月当たりの平均使用水量は、φ13mm が約 16m³でφ20mm が約 19m³と使用水量には大きな差がありません。

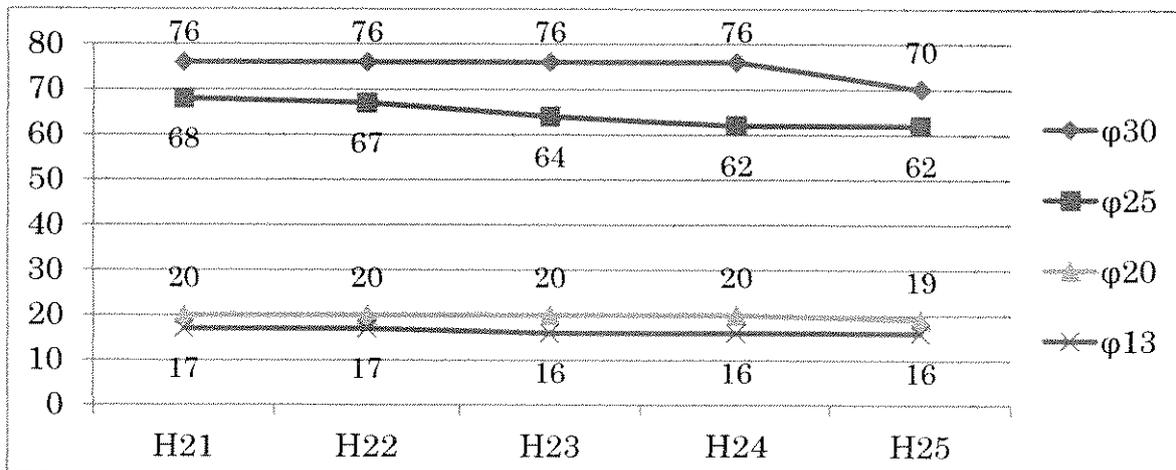
【見直しの方向】

小口径のφ13mm とφ20mm の給水管を準備料金の面でφ20mm に統合することが望まれます。ただし、その際にはφ13mm の契約者への配慮が求められます。

口径別有収水量占有率の推移(%)



口径別 1 件当たり平均有収水量の推移 (m³/月)



⑤ *用途区分

【課題】

本市独自の制度として、*集合家事用の準備料金について、下表のとおり*一般用の準備料金から一定額を控除しています。

この控除額は、集合家事用では各戸検針及び各戸集金やメータ管理等を行っていないことから、その経費分を算定し控除しているものです。

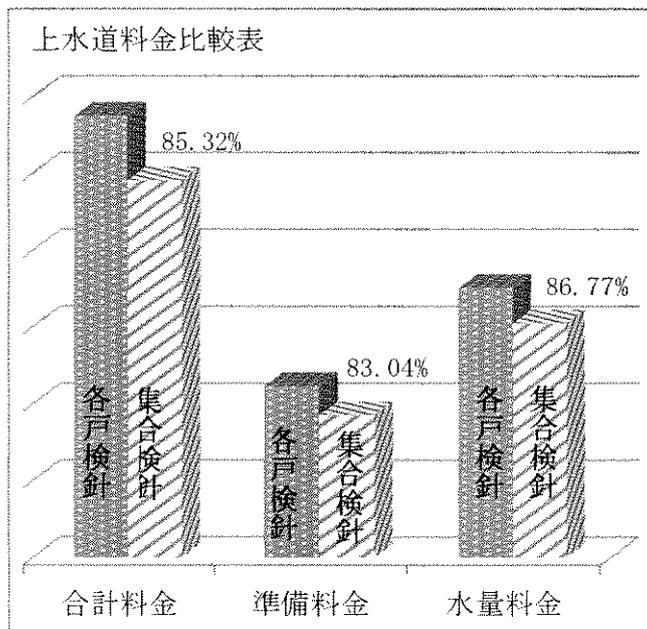
一方、集合家事用の水量料金においても、総使用水量を全戸数で割り戻すことで一世帯当たりの水量が平準化され、逦増逦減型の料金体系のもとでは一般家庭用の水量料金よりも低額となっています。

区 分	集合家事用	一般用	控除額
φ 1 3 mm	720 円	910 円	190 円
φ 2 0 mm	930 円	1,120 円	190 円

(1 か月当たりの準備料金控除額)

【見直しの方向】

集合家事用と一般用について、料金負担の公平性から改定時には、集合家事用準備料金を一般用に近づける方向での検討が必要です。



集合家事用（口径20mm）の一般的な平均水量は2か月30m³となっています。
集合住宅の6割が平均使用水量とし、平均以上、以下をそれぞれ2割としたモデルケースで算定しています。

⑥ 逡増度

【課題】

本来 1 m³ 当たりの単価は、使用水量の多寡にかかわらず均一料金とすることが望ましいのですが、かつて需要抑制の必要性や生活用水の低廉化の要請などの政策的な配慮から、多くの水道事業者で逡増料金制を導入しています。

本市では、大口事業者等による地下水利用への転換の抑制や水道への再転換を目指して逡増逡減型の料金としていますが、依然として逡増の幅が大きく多量使用者の水量料金単価が高額になっています。

【見直しの方向】

会社・工場用等の大口径の使用水量の減少が著しいことから、固定費における準備料金への配分割合を現状よりも高めるとともに、水量料金における逡増度を引き下げる必要があります。

長岡京市の水道料金改定に伴う逡増度の推移

改定時期	料金改定率	逡増度	備考
昭和 47 年 4 月 1 日	75.10%	5.50倍	逡増型
昭和 50 年 10 月 1 日	59.20%	5.00倍	逡増型
昭和 52 年 4 月 1 日	13.60%	6.00倍	逡増型
昭和 56 年 4 月 1 日	42.70%	4.50倍	逡増型
昭和 59 年 4 月 1 日	18.30%	4.20倍	逡増型
平成 10 年 4 月 1 日	5.00% 【消費税分】	4.20倍	逡増型
平成 13 年 4 月 1 日	29.05%	4.31倍 (3.69倍)	逡増逡減型
平成 17 年 4 月 1 日	15.27%	3.56倍 (2.89倍)	逡増逡減型
平成 23 年 4 月 1 日	5.14% 【値下げ】	3.41倍 (2.82倍)	逡増逡減型

・逡増逡減型料金体系の逡増度かつこ内は、段階別水量の最小と最大の比率

⑦ 地下水利用者の水道水への転換対策

【課題】

全体の水量が減少傾向となる中で、地下水利用率の増加は、給水収益の減となるだけでなく、その給水収益の減が一般の水道使用者の負担増につながる恐れがあります。

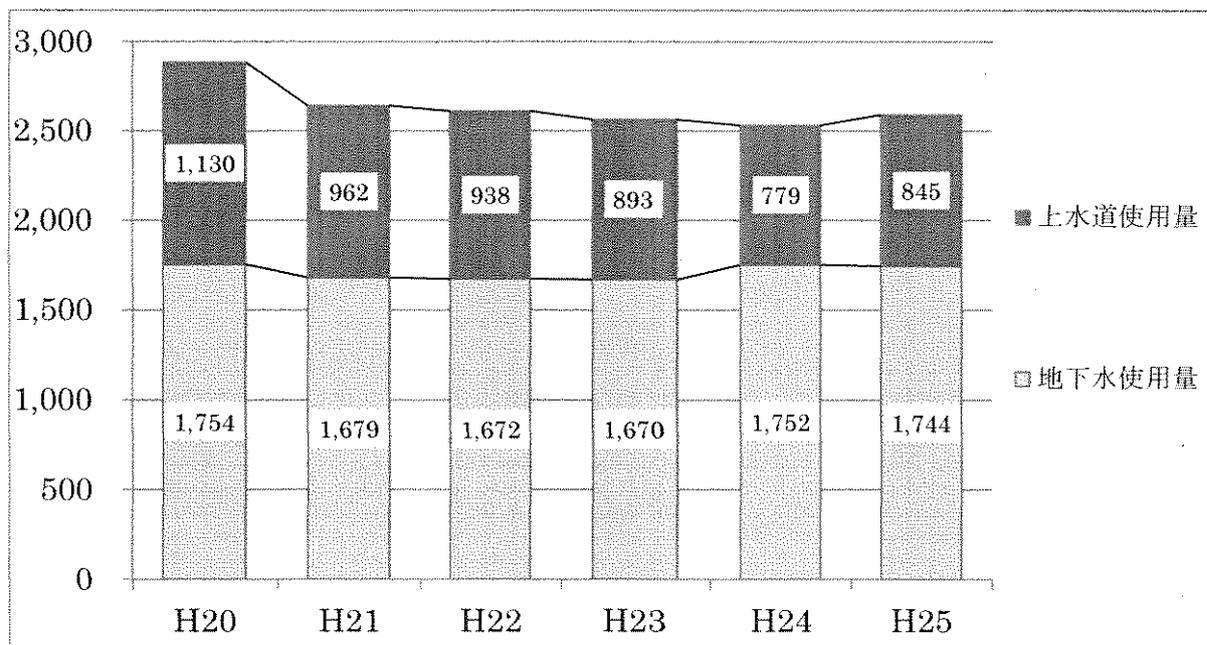
その対策として、平成23年3月の料金改定時においては、準備料金の配分割合を22%から2.5%増の24.5%とし、その負担を口径に比べて通常時の使用水量が少なくなっている口径40mm以上の使用者に求め、同時に、水道水利用への再転換を促すために逓増逓減型を維持しつつ全体的に使用段階別の単価を引き下げ、逓増度も3.56倍から3.41倍としました。

しかし、このような対策をとったものの、地下水利用からの転換は進んでおらず、その効果を認めるに至っていません。

【見直しの方向】

水道水利用への再転換を促すには、準備料金を高めるとともに、水量料金における逓増度を一層引き下げる必要があります。また同時に、使用者個々がどのように地下水を利活用されているかについても考慮することが望まれます。

大口事業者の上水道及び地下水使用量の推移 (千m³)



3) 料金体系の見直し(案)とその効果

次期料金算定期間(平成27年度~31年度)における総括原価(料金で回収すべき費用等の総額)を、仮に約5%減として料金体系を試算することとしました。

これは、現在の料金算定の基礎となった総括原価より事業費が圧縮される見通しであることや、費用の約4割を占める府営水道の供給料金の見直しが見込まれることからです。

なお、上下水道の料金体系の統一については、水道と下水道では基本料金に基本水量の有無や水量区画などに相違があることから、将来的には統一することを目指すこととし、水道の料金体系については、①案から④案の4パターンで試算しました。

その結果、見直しの概要と効果は次ページのとおりとなりました。

水道料金改定に係る料金体系検討パターン案

パターン	現状	①案	②案	③案	④案
主な見直し事項	現状	準備料金φ13をφ20へ統一、集合家事用準備料金を一般用φ20へ統一	①案への移行として差の1/2を適用	②案に加え通増度縮小に配慮	②案に加えモデルケースで料金引き下げ
準備料金への配分割合	26.0%	28.9%	28.1%	28.8%	28.8%
準備料金(φ13)	910円	φ20へ統一 1,120円	φ20との差の1/2を付加 1,010円	φ20との差の1/2を付加 1,010円	φ20との差の1/2を付加 1,010円
集合家事用準備料金	φ13:720円 φ20:930円	一般用φ20へ統一 φ13:1,120円 φ20:1,120円	一般用φ13とφ20から一般用との差の1/2を控除 φ13:910円 φ20:1,020円	一般用φ13とφ20から一般用との差の1/2を控除 φ13:910円 φ20:1,020円	一般用φ13とφ20から一般用との差の1/2を控除 φ13:910円 φ20:1,020円
φ13φ20、集合以外の準備料金	現状	現状	現状	小口径現状、 中大口径:約10%~25%増額	小口径現状、 中大口径:約10%~25%増額
水量区画、単価区分	7段階、5区分 (85円、135円、240円、290円、290円、290円、240円)	7段階、7区分 (75円、125円、230円、255円、260円、265円、240円)	7段階、6区分 (75円、125円、230円、250円、275円、275円、240円)	7段階、5区分 (78円、125円、230円、255円、255円、255円、240円)	7段階、7区分 (65円、135円、240円、255円、265円、275円、230円)
通増度 (段階別水量の最小と最大の比率)	3.41 (2.82)	通増度拡大 3.53 (3.20)	通増度拡大 3.67 (3.20)	通増度縮小 3.27 (3.08)	通増度拡大 4.23 (3.54)
地下水利用等大口径使用者	現状	準備料金：現状 水量料金：3,001~10,000m3を25円/m3下げ	準備料金：現状 水量料金：3,001~10,000m3を15円/m3下げ	準備料金：25%上げ 水量料金：3,001~10,000m3を35円/m3下げ	準備料金：25%上げ 水量料金：3,001~10,000m3を15円/m3下げ、10,001m3以上も10円/m3下げ
見直しの効果		<ul style="list-style-type: none"> 一般用と集合家事用及びφ13とφ20使用者の料金が同額 φ13と集合家事用φ20の少量使用者以外は料金負担が軽減 通増度は現状より拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 一般用と集合家事用及びφ13とφ20使用者の格差は現行より縮小 φ13の少量使用者以外は現状と比べて概ね料金負担が軽減 通増度は現状より拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 一般用と集合家事用及びφ13とφ20使用者の格差は②案と同様に縮小 集合家事用φ13及びφ20と一般用φ13の少量使用者以外は現状と比べて料金負担が軽減 通増度は現状より縮小 	<ul style="list-style-type: none"> 一般用と集合家事用及びφ13とφ20使用者の格差は②案と同様に縮小 全てのモデルケースで現状と比べて料金負担が軽減 通増度は4つの案の中では一番拡大

4) 料金体系の見直し方針

4つの案を比較検討した結果、6つの課題と見直しの方向のうち下記のとおり5つの項目に対応し、なおかつ、全てのモデルケースで現状と比べて料金負担が軽減する**④案が最も適当と判断しました。**

しかし、逡増度に関しては、少量使用者に配慮して1 m³~10 m³の水量料金単価を他の3つの案に比べて引き下げ幅を大きくしたため、現状よりも拡大する結果となりました。

今後、料金を引き下げる新たな要因を見出すことができるならば、見直しの方向にもとづき逡増度を緩和していくことが求められます。

○準備料金への配分割合変更

準備料金の配分割合を現在の26.0%から28.8%に高める。

○小口径準備料金の格差是正

口径φ13mmの準備料金をφ20mmの準備料金へ近づける。

○集合家事用と一般用の準備料金の格差是正

集合家事用の準備料金を一般用の準備料金へ近づける。

○水量区画の活用

7段階5区分から7段階7区分に改める。

○地下水利用者の水道水への転換対策

口径φ40mm以上の準備料金を増額するとともに、3,001m³~10,000m³の水量料金を15円/m³、10,001m³以上の水量料金を10円/m³それぞれ引き下げる。

(3) 下水道使用料体系の設定

1) 使用料体系の課題と見直しの方向

① 基本料金

【課題】

近年、単身世帯や高齢者世帯などの少量使用者が増えてきていますが、1か月当たり 10m³の基本水量が付与された料金となっているため、10m³までは使用量の多少にかかわらず同一の基本料金となっています。

集合家事用の基本料金は、水道料金の準備料金と同様に一般用の基本料金から一定額を控除しています。

区 分	集合家事用	一般用	控除額
基本料金	620 円	800 円	180 円

(1か月当たりの基本料金)

【見直しの方向】

単身世帯や高齢世帯などの少量使用者への配慮が図られるよう、基本水量の見直しを行う必要があります。

集合家事用における基本料金の控除は、水道料金の控除と重複するため、廃止する方向での検討が必要です。

② 水量区画

【課題】

下水道使用料は、水道の使用水量と同量を算定の根拠としていますが、一部の事業所や病院などでは、水道水以外に独自の水源である地下水を併用し下水道へ放流しています。

特に、近年、大口事業者等による水道水から地下水利用への転換が進んでいることから、その対応が必要となります。

また、水道料金の水量区画（101 m³～3,000 m³）間に下水道では115円、135円、160円の3段階の水量単価があります。

【見直しの方向】

多量使用者向けの新たな段階の料金区分設定が必要となります。

また、101 m³～500 m³と501 m³～1,000 m³の2段階については、水道料金との整合性を図るため、段階的に単価を統一していく必要があります。

平成24年度 家事用、工場用等水量割合及び*使用料単価

基本料金	単価	家事用	集合13	集合20	工場用
基本料金～10 m ³	800円	47.2%	82.3%	64.5%	0.3%
11～15 m ³	85円	18.7%	11.9%	24.5%	0.1%
16～30 m ³	100円	27.7%	5.7%	10.5%	0.3%
31～100 m ³	110円	6.3%	0.1%	0.5%	1.1%
101～500 m ³	115円	0.1%			3.1%
501～1,000 m ³	135円				2.7%
1,001～5,000 m ³	160円				11.7%
5,001～10,000 m ³	185円				8.7%
10,001 m ³ 以上	185円				72.0%
計		100%	100%	100%	100%
使用料単価（111.6円）	税別	92.6円	93.4円	73.3円	177.0円
使用料単価（117.3円）	税込	97.3円	98.0円	76.9円	185.9円

・集合13mmが家事用と比べ単価が高いのは、基本水量10 m³以下の使用水量により上昇。

・工場用で使用水量10,000m³以上の占める割合は72.0%。

大口事業者の水量・金額比率

区分	H18(提言時)	H23	H24	H25
水量	24.37%	19.51%	19.42%	19.54%
金額	37.94%	31.58%	31.44%	31.61%

・H16年度以降使用料改定は行っていないが、水量・金額は減少傾向

③ 逓増度

【課題】

全使用料収入のうち大口事業者が負担している比率が提言時よりも一定下がっていますが、まだ高い水準にあることから、大口事業者の動向により下水道事業経営が大きく影響をされる構造になっています。

【見直しの方向】

水道のように給水管の口径別に基本料金の格差を設けることができないことから逓増型の料金体系としますが、小口使用者に配慮しつつ負担の公平性を保つため段階的に逓増度を緩和していくことが望まれます。

2) 使用料体系の見直し（案）とその効果

下水道使用料の検討に当たり、水道料金体系の見直し方針による金額を加え、上下水道料金全体としてA案とB案の2つの案を作成しました。

A案については、懇談会の提言を尊重し直ちに*公費負担割合を40%（使用料単価：約150円/m³）とし、B案については、公費負担割合を中間改定率の50%（使用料単価：約135円/m³）として試算しました。

その結果、両案の上下水道料金全体での見直し効果は次のとおりとなりました。

また、下水道使用料の見直し概要と効果は次ページのとおりとなりました。

・ A案

【資料 12】

【見直しの効果】

- ・ 一般用では、平均水量使用ケース（1か月20m³）の場合は、上下水道料金全体では、φ13mmが8.8%増、φ20mmが6.4%増となりました。
φ40mm以上のケースでは5.7%もしくは6.1%増となりました。
- ・ 少量使用（水量5m³）のケースでは、上下水道料金全体で一般用は、φ13mmが7.0%減、φ20mmが10.7%減となりました。
- ・ 集合家事用では、控除分を廃止したことにより最少12.7%から最大21.5%増となりました。

・ B案

【資料 13】

【見直しの効果】

- ・ 一般用では、平均水量使用ケース（1か月20m³）の場合は、上下水道料金全体では、φ13mmが3.6%増、φ20mmが1.5%の微増となりました。
φ40mm以上のケースでは、最少1.4%から最大1.7%の微増となりました。
- ・ 少量使用（水量5m³）のケースでは、一般用はφ13mmが7.0%減、φ20mmが10.7%減となりました。
- ・ 集合家事用では、控除分を廃止したことにより最少7.4%から最大18.0%増となりました。

下水道使用料改定に係る料金体系検討パターン案

パターン	現状	A案	B案
主な見直し事項	現状	直ちに約 28% の使用料改定	当面は約 15% の使用料改定
公費負担割合	59.8%	37.4%	47.3%
公費負担額	約 9.2 億円	約 5.7 億円	約 7.3 億円
使用料単価	117 円/m ³	約 150 円/m ³	約 135 円/m ³
基本料金 (一般用、集合家事用)	一般用:800 円 集合家事用:620 円	基本料金を同一料金 一般用:650 円 集合家事用:650 円	基本料金を同一料金 一般用:650 円 集合家事用:650 円
基本水量	10m ³	5m ³	5m ³
新たに追加した水量区画	なし	6m ³ ~10m ³ 5,001m ³ ~10,000m ³ 10,001m ³ 以上	6m ³ ~10m ³ 5,001m ³ ~10,000m ³ 10,001m ³ 以上
水量区画、単価区分	7段階、7区分 (85 円、100 円、110 円、 115 円、135 円、160 円、 185 円)	9 段階、7 区分 (90 円、110 円、120 円、145 円、170 円、170 円、205 円、 220 円、220 円)	9 段階、7 区分 (75 円、95 円、100 円、130 円、150 円、150 円、185 円、200 円、200 円)
逓増度 (新区画含む)	2.18	逓増度縮小 : 2.00 (2.44)	逓増度縮小 : 2.11 (2.66)
見直しの効果		<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量の見直しにより少量使用者への配慮 ・一般用と集合家事用の格差是正 ・公費負担割合は 37.4% ・公費負担額は現状と比べ 3.5 億円軽減 ・逓増度は現状及び B 案より縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量の見直しにより少量使用者への配慮 ・一般用と集合家事用の格差是正 ・公費負担割合は 47.3% ・公費負担額は現状と比べ 1.9 億円軽減 ・逓増度は現状より縮小

・平成 24 年度の決算ベース

3) 使用料の水準及び体系の見直し方針

2つの案を比較検討した結果、次期料金算定期間においては、**B案が適当であると判断しました。**

懇談会提言(平成19年7月)の下水道使用料の改定に関しては、経費削減や社会経済状況から今日までその実施が見送られてきましたが、下水道事業の健全な運営や市財政の健全化からは、直ちに使用料単価を150円/m³程度に改定するA案が考えられます。

しかし、一度での改定では、仮定で試算した水道料金の引き下げ幅を大きく上回り使用者にとって負担増となることや、今後、水道事業と同様に料金算定期間を設けて定期的に料金のあり方を検討されることから使用料単価を135円/m³程度まで引き上げるB案が望ましいとしたものです。

なお、実際の下水道使用料改定にあたっては、現在の使用料体系で課題となっている下記の4つの項目について、見直しの方向を反映させることが適当と判断しました。

○単身世帯や高齢世帯などの少量使用者への配慮

基本水量を10m³から減量するとともに、基本料金を800円から引き下げる。

○集合家事用と一般用の基本料金の格差是正

集合家事用の基本料金を一般用の基本料金と同額にする。

○水量区画等で水道料金体系との整合性を図る

新たに水量区画を追加し7段階7区分から9段階9区分に改める。

○逡増度の緩和

現行区分の逡増度については縮小させる。(基本水量の新区画は除く。)

4. 今後の課題

(1) 水道料金への資産維持費の算入

今回の水道料金体系の検討にあたっては、現在の水道料金が府下でも比較的高い水準にあることから、水道料金で回収する費用の中に資産維持費の算入を見送りました。

しかし、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な事業運営に支障を来すことにもなります。今後、水道料金への資産維持費の算入を検討していく必要があります。

(2) 下水道ビジョンの策定

水道事業では、重点的な政策課題やその課題に対処するための具体的施策等を包括的に示す「水道ビジョン」を策定し、その実施計画である「中期経営計画」に基づき事業運営しています。

下水道事業についても、計画性や透明性を高め、将来にわたっての安定的な事業運営を推進していくために地方公営企業法を適用し、現有資産の把握と適正管理も含めた「下水道ビジョン」の策定が求められます。

むすび

上下水道事業について、将来にわたって安全・安心・安定的に事業を維持していくためには、使用者の公平で適正な費用負担により財政基盤を強化していく必要があります。

本審議会は、このような観点にたつて審議を重ねてきましたが、水道料金のあり方では、料金で回収すべき費用等の総額が確定していなかったため、仮に約5%減として料金体系の試算を行い、6つの課題とその見直しの方針を示すこととしました。

また、下水道使用料のあり方についても、試算した水道料金と合わせた使用者負担が現状を大きく上回ることはないように、また、定期的に料金算定期間を設け、その都度検討されることも考慮し、次期算定期間の使用料単価を135円/m³程度まで引き上げるのが妥当とするとともに、4つの課題とその見直し方針を示すこととしました。

今後、水道料金体系及び下水道使用料体系を具体的に設定するにあたっては、さらなる府営水道供給料金の引き下げなどによって、水道料金と下水道使用料を合わせた額が現行の上下水道料金合計額に近づくよう最善を尽くされることを求めます。

また、算出された料金や使用料について、上下水道事業者として使用者の理解が得られるよう十分な説明責任を果たされることも求めます。

※付属資料

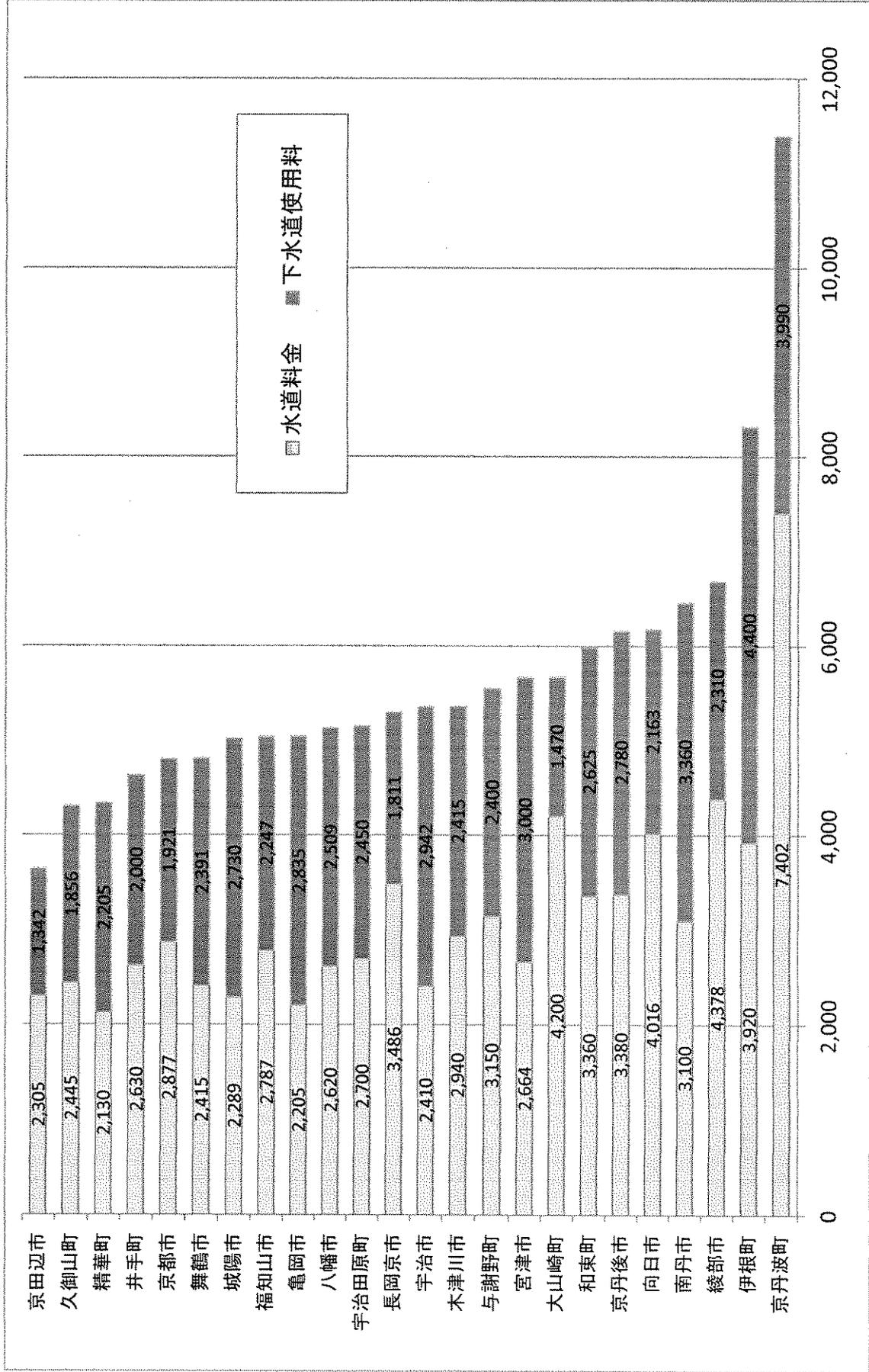
・ 京都府下一般家庭の水道料金及び下水道使用料比較	【資料 1】	1
・ 上水道の系統別有収水量の計画と実績の推移	【資料 2】	2
・ 企業系の上水道及び地下水使用量の推移	【資料 3】	3
・ 具体的施策の実施内容と数値目標の近隣市との比較	【資料 4】	4
・ 事業収益と事業費用の推移	【資料 5】	7
・ 一般会計からの繰入金の推移	【資料 6】	7
・ 各年度の投資額と人口普及率の推移	【資料 7】	8
・ 使用料収入額と汚水処理費の推移	【資料 8】	9
・ 資本費公費負担割合（使用料収入不足額）	【資料 9】	9
・ 企業会計導入スケジュール（案）	【資料 10】	10
・ 京都府営水道系統別上下水道料金比較表	【資料 11】	11
・ A 案	【資料 12】	12
・ B 案	【資料 13】	13
・ 用語解説	【資料 14】	14

京都府下一般家庭の水道料金及び下水道使用料比較

【資料1】

【水道料金下水道使用料合計値の高い順】

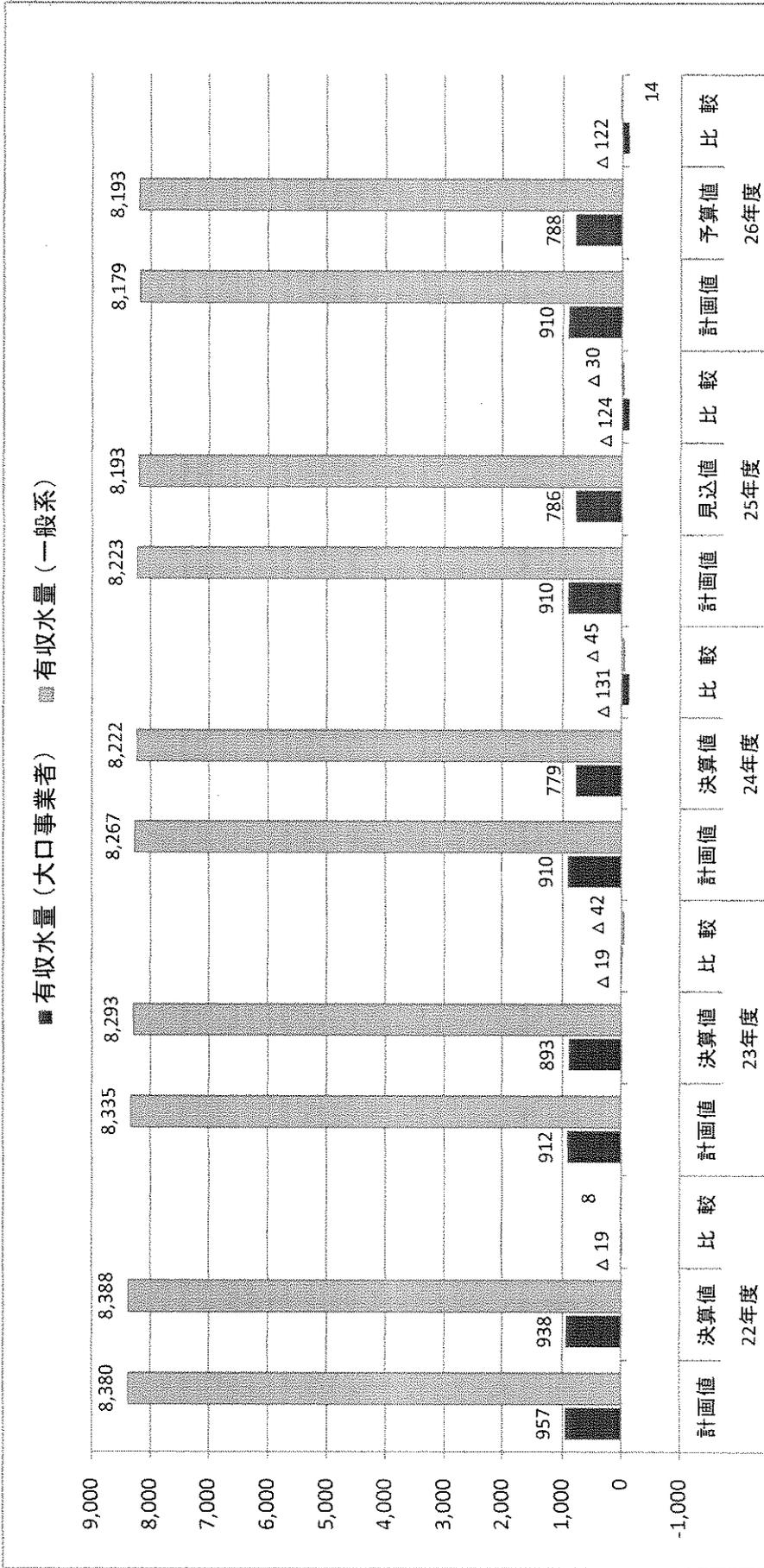
(単位:円/月)



※ 水道料金:1か月20m³(口径20mm)を使用した場合。下水道使用料:1か月20m³を使用した場合。
 笠置町と南山城村は下水道が合併浄化槽であるため除外。

上水道の系統別有収水量の計画と実績の推移

(千m³)

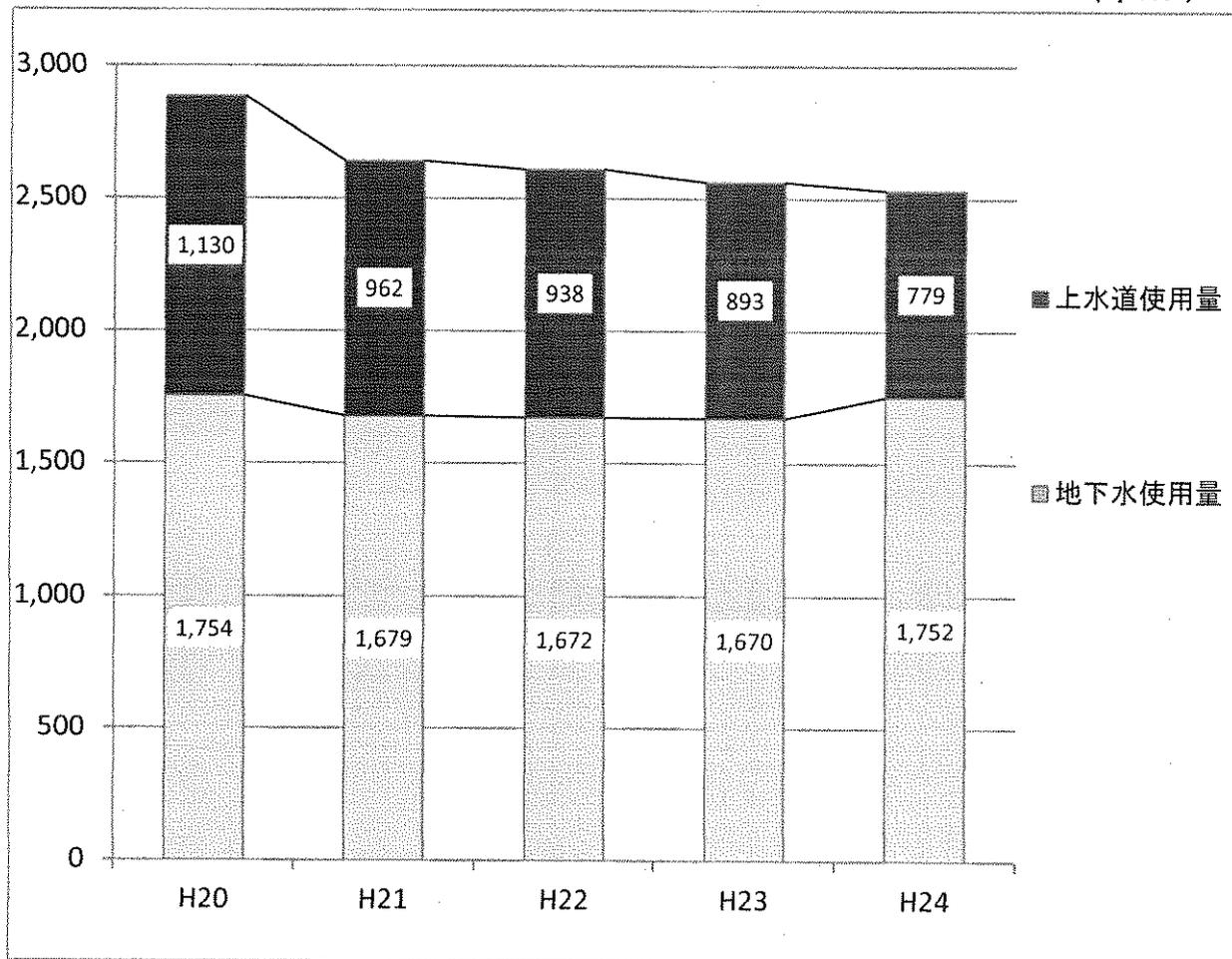


項目	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		合計					
	計画値	決算値	計画値	決算値	計画値	決算値	計画値	見込値	計画値	見込値	比較	率				
有収水量 (大口事業者)	957	938	893	893	779	△ 131	910	786	△ 124	910	788	△ 122	4,599	4,184	△ 415	-9.0%
(一般系)	8,380	8,388	8,293	△ 42	8,222	△ 45	8,223	8,193	△ 30	8,179	8,193	14	41,384	41,289	△ 95	-0.2%
合計	9,337	9,326	△ 11	9,247	9,001	△ 176	9,133	8,979	△ 154	9,089	8,981	△ 108	45,983	45,473	△ 510	-1.1%
有収率(%)	90.7	92.1	1.4	90.8	91.0	0.2	91.1	90.9	△ 0.2	91.2	91.2	0.0	91.2	91.2	0.0	0.0
給水人口(人)	77,927	79,873	1,946	80,000	79,997	-3	80,000	80,226	226	80,000	80,226					

・大口事業者は、府営水道100%供給の大口事業所を会社工場用から区分したものです。

大口事業者の上水道及び地下水使用量の推移

(千m³)



	H20	H21	H22	H23	H24
地下水使用量	1,754	1,679	1,672	1,670	1,752
上水道使用量	1,130	962	938	893	779
合計	2,884	2,641	2,610	2,563	2,531

【資料4】

具体的施策の実施内容と数値目標の近隣市との比較

具体的施策・業務指標	22年度 実績値	23年度 実績値	24年度 実績値	25年度 見込値	26年度 (計画値)	京都府下数値公表市 (23年度実績値)			自己 評価
						京都市	舞鶴市	向日市	
1-3-1 水安全計画の策定									
水安全計画の策定	未策定	未策定	未策定	策定	策定	-	-	-	◎
1-3-2 快適な水道水の供給									
カルキ臭からみたおいしい水 達成率(平均濃度)(%)	25	50	72	75	75	-	-	-	○
給水栓における最高水温 (平均)(℃)	26.5	25.0	26.4	25.7	24.5	-	-	-	△
1-3-3 直接給水への啓発、指導									
1115 直結給水率 (%)	97.5	97.5	97.7	97.7	97.8	96.5	97.0	98.6	○
1-3-4 自動水質監視装置の整備									
1103 連続自動水質監視度 (台/(1000m ³ /日))	0.18	0.18	0.19	0.18	0.17	0.013	0.372	0.0	◎
1-4-1 鉛製給水管の取り替え促進									
1117 鉛製給水管率 (%)	20.9	19.4	17.0	16.4	12.0	31.7	25.6	32.0	△
1-5-1 クリプトスポリジウム対策の実施									
クリプトスポリジウム対策の 実施	未実施	未実施	未実施	設計中	実施	-	-	-	△
1-6-2 基幹管路の耐震化									
2210 管路の耐震化率 (%)	6.3	7.5	9.0	9.8	10.0	8.7	10.1	3.1	◎
基幹管路の耐震化率 (%) 【耐震適合率】	25.2	26.9	28.6 [45.4]	30.3	35.0	全国 20.1 [33.5] 京都府 26.3 [29.4]			○
1-7-1 応急給水資材(応急備蓄水)の整備									
避難所収容可能人数分 (本)	37,600	28,000	29,000	30,000	30,000	-	-	-	○
2-1-1 浄水施設能力の適正化									
浄水能力 (m ³)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-	-	○
2-1-2 配水池の統合									
老朽化した長法寺及び北配水池を 更新する北配水池に統合	未実施	未実施	未実施	施工中	実施	-	-	-	○

2-3-1 マッピングシステムの導入										
配水管網等をデータ化したマッピングシステムの導入	未実施	未実施	実施	実施	実施	-	-	-	○	
2-3-2 主要幹線管路の計画的更新										
2104 管路の更新率 (%)	0.26	0.65	0.78	0.65	0.5	0.57	1.00	0.65	◎	
主要幹線管路の更新延長 (km/年)	0.1	1.1	1.3	1.4	1.0	-	-	-	◎	
2-4-1 技術職員の確保										
3105 技術職員率 (%)	65.4	61.5	56.0	57.7	60.0	57.1	59.0	61.1	○	
2-4-2 技術研修の充実										
3103 外部研修時間 (時間/人・年)	5.5	5.8	9.7	9.2	5.0	1.8	2.4	19.3	○	
3104 内部研修時間 (時間/人・年)	0.5	0.5	0.5	1.0	10.0	38.3	4.6	0.0	×	
3-2-1 経営の効率化										
3009 給水収益に対する企業債利息の割合 (%)	4.6	4.8	4.7	4.7	7.2以下	13.8	7.7	3.8	◎	
3015 給水原価 (円/m ³)	234.5	233.0	223.8	231.8	抑制	160.7	132.6	212.5	○	
3-2-2 財務の健全化										
3002 経常収支比率 (%)	105.0	99.6	103.4	99.2	100以上	102.5	112.3	104.3	○	
企業債残高 (万円)	447,058	438,469	438,761	451,256	抑制	-	-	-	○	
4-1-1 飲用としての水道水の利用向上										
3112 直接飲用率 (%)	-	-	-	-	60.0	84.7	-	-	×	
4-1-2 地下水100%水道水供給施設の増設										
地下水100%水道水供給施設の増設	未増設	未増設	未増設	増設	増設	-	-	-	○	
4-1-3 貯水槽水道設置者への助言、指導の充実										
貯水槽水道指導率 (%)	(87.2) 18.4	(82.2) 17.8	(82.2) 40.7	(82.1) 38.3	45.0	-	-	-	△	
4-2-2 アンケートや意識調査の実施										
3203 アンケート情報収集割合 (人/1000人)	0.19	0.09	0.19	0.22	4.0	5.1	-	0.0	×	
4-3-2 施設見学会の継続実施										
3204 水道施設見学者割合 (人/1000人)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.6	69.6	14.3	0.0	△	

5-1-1 給水区域の統合										
配水池の統合に併せて長法寺と北の給水区域を統合	未統合	未統合	未統合	施工中	統合	-	-	-	-	○
5-1-2 エネルギーの有効利用										
4003 再生可能エネルギー利用率 (%)	0.41	0.39	0.38	0.45	1.80	0.127	0.0	0.0	0.0	×
5-2-1 漏水量の削減										
3018 有収率 (%)	92.1	91.0	91.1	90.9	91.3	85.8	93.4	91.5	91.5	○
5107 漏水率 (%)	5.5	6.4	6.5	6.7	6.5	8.0	4.2	4.4	4.4	○
有効率 (%)	94.3	93.3	93.3	94.4	93.3	-	-	-	-	○

※1 直接飲用率の実績値は、平成15年度の数値です。

※2 貯水槽水道指導率の平成19年度実績値欄()は、容量が10m³以上の貯水槽水道設置者に対する指導率を表しています。

※3 自己評価凡例

◎：達成見込み

○：概ね達成見込み

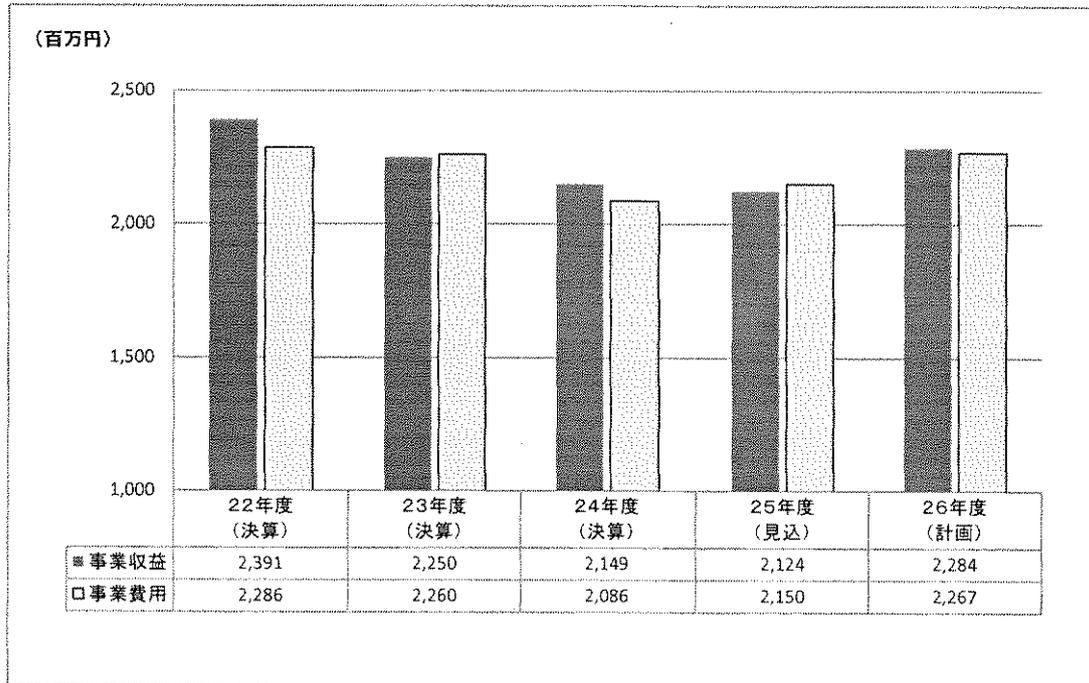
△：達成難しい

×：未達成

【資料5】

事業収益と事業費用の推移

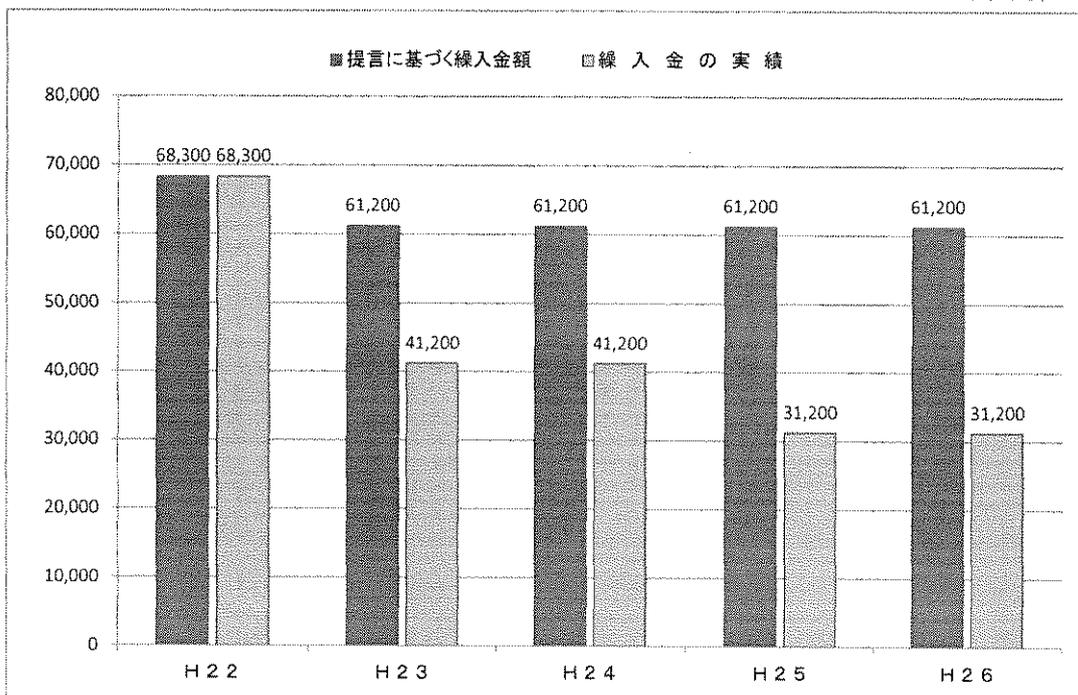
(百万円)



【資料6】

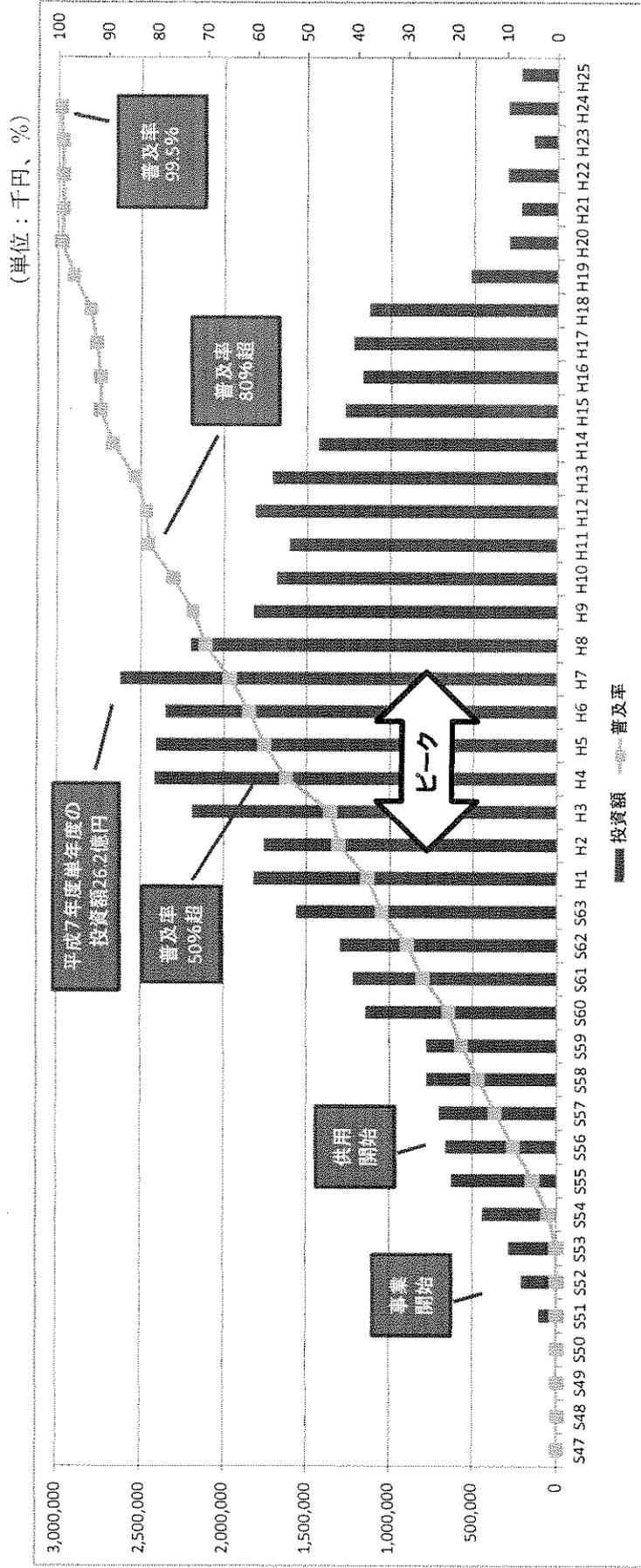
一般会計からの繰入金の推移

(千円)



【資料7】

各年度の投資額と人口普及率の推移



起債残高の推移

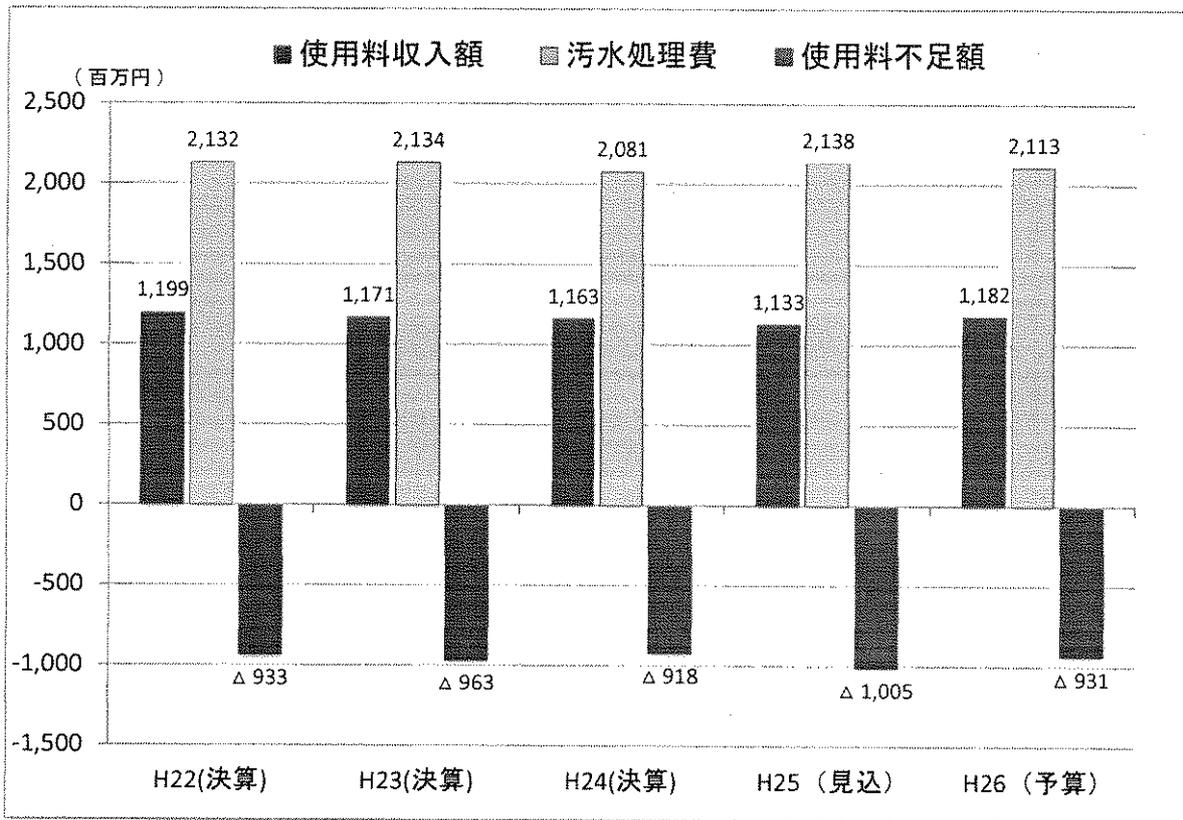
年度	S52	S55	S58	S61	H元	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
年度末起債残高	1.0	7.3	18.4	33.2	58.8	79.8	118.7	155.0	169.1	183.2	195.4	187.5	175.7

(単位：億円)

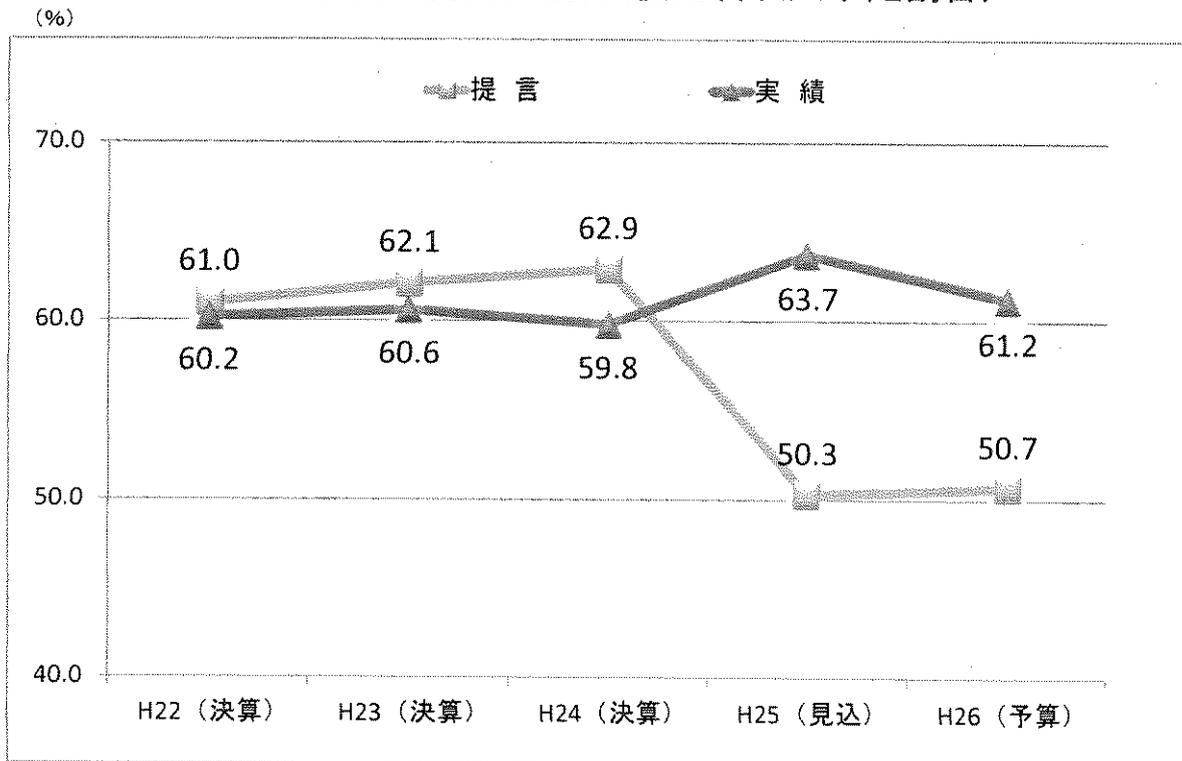
※起債：地方公共団体の借入金を指します。借入時は「市債」、返済時は「公債費」とよびます。借入れをすることを「起債をおこなす」といい、現在は「市債」と「起債」は同じ意味として使われることが多くなっていきます。

※下水道の起債：固定金利・元利均等・30年程度の返済期間がほとんどです。また、起債は資金の用途で分類されており、本市では「公共下水道事業債」「流域下水道事業債」「流域下水道事業債」の3種で借入れを行っています。

使用料収入額と汚水処理費の推移



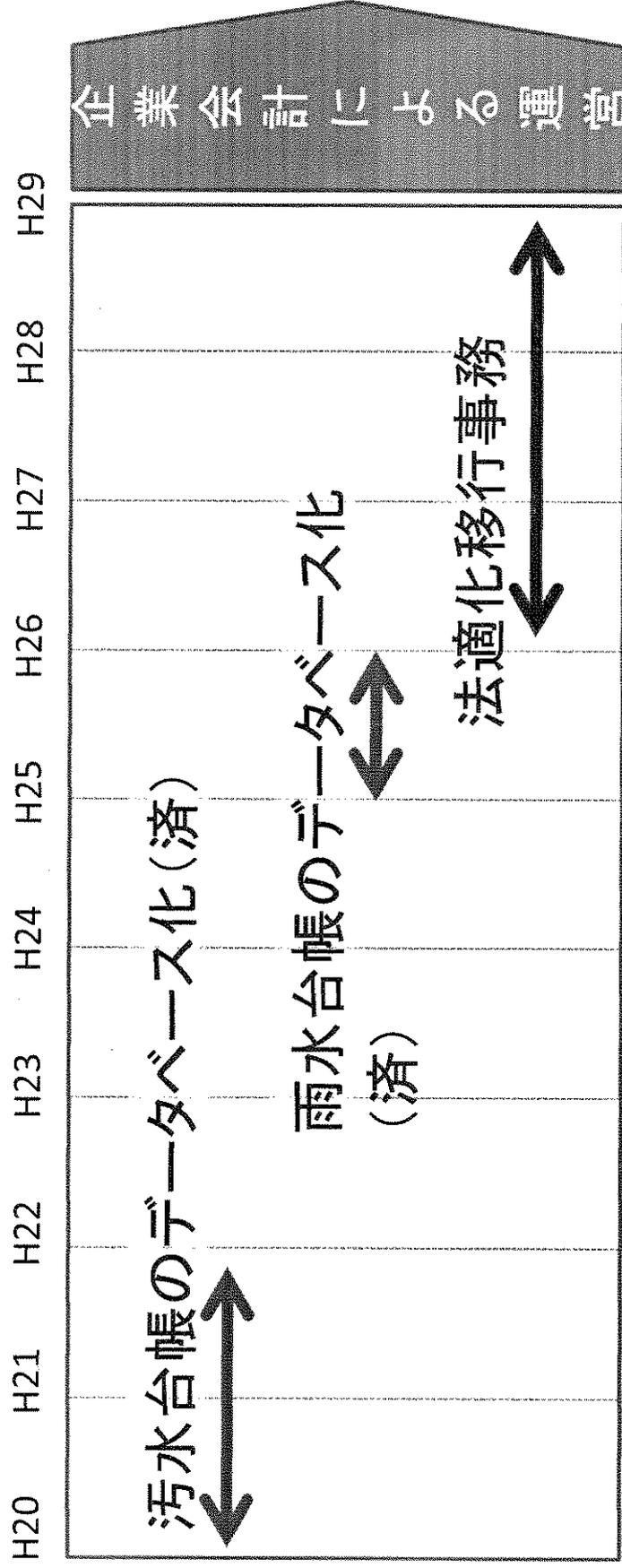
資本費公費負担割合(使用料収入不足割合)



企業会計導入スケジュール(案)

【資料10】

企業会計導入事務は、主に、資産の評価、財務会計システムの導入、組織変更に伴う条例改正などで、総務省・税務署等への届け出など多岐にわたります。このため、法適化移行事務は標準的に2～3年が必要といわれています。



A案

料金新旧対照表(1カ月)

(税抜き)

用途	口径	準備料金		水量		料金	
		現行 円	改定 円	水	量	現行 円	改定 円
一般用	13	910	1,010	1 m ³ ~	10 m ³	85	65
	20	1,120	1,120	11 m ³ ~	20 m ³	135	135
	25	2,400	2,400	21 m ³ ~	30 m ³	240	240
	30	4,300	4,300	31 m ³ ~	100 m ³	290	255
	40	10,000	11,000	101 m ³ ~	3,000 m ³	290	265
	50	45,000	50,000	3,001 m ³ ~	10,000 m ³	290	275
	75	95,000	115,000	10,001 m ³ ~		240	230
	100	200,000	250,000				
	150	400,000	500,000				
	集合家事用	13 20	720 930	910 1,020	1 集合体内の、各戸又は各事務所の水 水量料金は、一般用と同じ。		

水道料金

(税抜き)

用途	口径	1 か月 使用水量	現行 料金 円	改定料金			上下合計 改定率 %
				料金 円	改定幅 円	改定率 %	
一般用	13	上水	1,335	0	0.0%	-150	
		下水	800	-150	-18.8%	-7.0%	
	20	上水	1,760	-100	-5.7%	200	
		下水	800	300	37.5%	7.8%	
	40	上水	3,110	-100	-3.2%	425	
		下水	1,725	525	30.4%	8.8%	
	75	上水	1,545	-100	-6.5%	-250	
		下水	800	-150	-18.8%	-10.7%	
	150	上水	1,970	-200	-10.2%	100	
		下水	800	300	37.5%	3.6%	
集合家事用	13	上水	3,320	-200	-6.0%	325	
		下水	1,725	525	30.4%	6.4%	
	20	上水	78,400	-5,400	-6.9%	6,025	
		下水	27,675	11,425	41.3%	5.7%	
	40	上水	815,900	-42,650	-5.2%	67,525	
		下水	363,925	110,175	30.3%	5.7%	
	75	上水	6,895,900	-230,150	-3.3%	692,525	
		下水	4,463,925	922,675	20.7%	6.1%	
	150	上水	1,570	-10	-0.6%	470	
		下水	620	480	77.4%	21.5%	
20	上水	2,920	-10	-0.3%	695		
	下水	1,545	705	45.6%	15.6%		
40	上水	1,780	-110	-6.2%	370		
	下水	620	480	77.4%	15.4%		
75	上水	3,130	-110	-3.5%	595		
	下水	1,545	705	45.6%	12.7%		

用途	口径	基本料金	水量	料金	
				現行 円	改定 円
一般用	10 m ³ まで	基本料金	6 m ³ ~	800	-
			10 m ³ ~	-	90
			11 m ³ ~	85	110
			16 m ³ ~	100	120
			31 m ³ ~	110	145
			101 m ³ ~	115	170
			501 m ³ ~	135	170
			1,001 m ³ ~	160	205
			5,001 m ³ ~	185	220
			10,001 m ³ ~	-	220
集合家事用	5 m ³ まで	基本料金	5 m ³ まで	-	650
			10 m ³ まで	620	-
			5 m ³ まで	-	650

下水道使用料

※ 下水道使用料のうち、水量区分別掛金は改定(案)での新規

料金新旧対照表(1カ月)

(税抜き)

用途	口径	準備料金		水量		料金	
		現行 円	改定 円	水	量	現行 円	改定 円
一般用	13	910	1,010	1 m ³ ~	10 m ³	85	65
	20	1,120	1,120	11 m ³ ~	20 m ³	135	135
	25	2,400	2,400	21 m ³ ~	30 m ³	240	240
	30	4,300	4,300	31 m ³ ~	100 m ³	290	255
	40	10,000	11,000	101 m ³ ~	3,000 m ³	290	265
	50	45,000	50,000	3,001 m ³ ~	10,000 m ³	290	275
	75	95,000	115,000	10,001 m ³ ~		240	230
	100	200,000	250,000				
	150	400,000	500,000				
	集合 家事用	13	720	910	1集合体内の、各戸又は各戸ごとの		
	20	930	1,020	水量料金は、一般用と同じ。			

B案

(税抜き)

用途	口径	1 か月 使用水量	現行 料金 円	改定料金			上下合計 改定率
				料金 円	改定幅 円	改定率 %	
一般用	13	上水	1,335	1,335	0	0.0%	-150
		下水	800	650	-150	-18.8%	-7.0%
	上水	1,760	1,660	-100	-5.7%	125	
	下水	800	1,025	225	28.1%	4.9%	
	上水	3,110	3,010	-100	-3.2%	175	
	下水	1,725	2,000	275	15.9%	3.6%	
	上水	1,545	1,445	-100	-6.5%	-250	
	下水	800	650	-150	-18.8%	-10.7%	
	上水	1,970	1,770	-200	-10.2%	25	
	下水	800	1,025	225	28.1%	0.9%	
集合 家事用	20	上水	3,320	3,120	-200	-6.0%	75
		下水	1,725	2,000	275	15.9%	1.5%
	上水	78,400	73,000	-5,400	-6.9%	1,525	
	下水	27,675	34,600	6,925	25.0%	1.4%	
	上水	815,900	773,250	-42,650	-5.2%	18,025	
	下水	363,925	424,600	60,675	16.7%	1.5%	
	上水	6,895,900	6,665,750	-230,150	-3.3%	193,025	
	下水	4,463,925	4,887,100	423,175	9.5%	1.7%	
	上水	1,570	1,560	-10	-0.6%	395	
	下水	620	1,025	405	65.3%	18.0%	
集合 家事用	13	上水	2,920	2,910	-10	-0.3%	445
		下水	1,545	2,000	455	29.4%	10.0%
	上水	1,780	1,670	-110	-6.2%	295	
	下水	620	1,025	405	65.3%	12.3%	
	上水	3,130	3,020	-110	-3.5%	345	
	下水	1,545	2,000	455	29.4%	7.4%	

用途	口径	基本料金	水量	料金	
				現行	改定
一般用	10 m ³ まで	基本料金	6 m ³ ~	800	-
			10 m ³	-	75
			11 m ³ ~	85	95
			15 m ³	100	100
			16 m ³ ~	110	130
			30 m ³	115	150
			31 m ³ ~	135	150
			500 m ³	160	185
			501 m ³ ~	185	200
			5,000 m ³	-	200
集合 家事用	10 m ³ まで	基本料金	5 m ³ まで	-	650
			10 m ³	620	-
			5 m ³ まで	-	650

※ 下水道使用料のうち、水量区分網掛けは改定(案)での新規

一般系

家事用、集合家事用、営業用、官公署用、会社工場用等で企業系を除いた使用区分のこと。

一般用

上下水道部にて各戸検針及び各戸集金やメータ管理等を行っている一般の家事用等の給水装置に適用する水道料金及び下水道使用料のこと。

大口事業者

府営水道 100%供給の大口事業所を会社工場用から区分したもの。

汚水処理原価

排除した 1m³当たりの汚水を処理するのに要した費用のこと。

基本水量

基本料金に付与されている定量水量のこと。

基本料金

使用水量の多寡に関係なく基本水量以下の使用水量に定額で徴収する料金部分のこと。

口径区分

水道の引き込み口径による区分のこと。

公費負担割合

「雨水は公費（税金）」で「汚水は私費（使用料）」が原則であるが、汚水についても公共水域の環境保全の観点から、その分に相当する費用は公費にて負担することができる費用割合のこと。

固定費

使用量の多寡に関係なく、施設を維持していくのに伴い固定的に必要とされる経費で、減価償却費・支払利息等に要する費用のこと。（府営水道の受水費も含まれる）

資産維持費

給水サービス水準の維持向上及び施設の維持のために、事業内に再投資される費用のこと。

集合家事用

マンションなどの集合住宅において一括受水の水道を使用し、上下水道部に於て各戸検針及び各戸集金やメータ管理等を行っていない給水装置に適用する水道料金及び下水道使用料のこと。

需要家費

使用量とは関係なく、需要家の存在自体により必要とされる固定経費で、検針・集金・量水器関連に要する費用のこと。

準備料金

使用水量とは関係なく、水道事業が給水のために必要な原価として各使用者に賦課する定額料金の中で、*需要家費と固定費の一部（水量料金に賦課されなかった）からなる。

使用量単価

*汚水処理原価に対して 1m^3 当たりの使用料として回収できた費用のこと。

水量区画

水量料金及び超過料金における段階別水量の区画のこと。

水量料金

各使用者の実水道使用量に応じて回収すべき原価として、給水水量単位あたりに配賦される料金で、*変動費と固定費からなり使用水量に応じて徴収する料金のこと。

総括原価

水道サービスの供給に必要な営業上の事業費用に、健全な経営維持のために必要な施設の維持費用等相当額を加算した料金で回収すべき費用の総額のこと。需要家費、固定費、変動費に分解される。

超過料金

下水道使用料において、基本料金に付与された水量を超えた使用水量に応じて徴収する料金のこと。

逦増型

二部料金制のひとつで、使用量の増加に伴い水量料金単価が高くなる料金体系で、水需要増大により水道施設拡張に伴う費用の上昇増分を、水を大量に使用する使用者へ負担を多く求めることで、水需要を抑制するとともに、生活用水の低廉化の配慮から少量使用者の負担軽減措置を目的として水量料金を設定した料金体系のこと。

逦増逦減型

逦増型料金体系を水道料金負担の公益性の視点から見直し、水を大量に使用する使用者への負担軽減と使用量増を目的として、水量料金を設定した料金体系のこと。

逦増度

段階別水量単価の最大と最少の比率のこと。

変動費

水道サービスを実際に提供することにより発生する経費のことで、動力費・薬品費等の費用のこと。

有収水量

料金徴収の対象となった水量のこと。

用途区分

一般用と集合家事用に分類する上下水道使用者の使用区分のこと。

料金体系

料金を構成しているシステムのこと。